

東大阪市総合計画策定条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営を図り、もってまちづくりの着実な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる本市の最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像を示した基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、本市のまちづくりの基本方針を明らかにし、主要な施策を総合的かつ体系的に示した市政に関する基本的な計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画を効果的に推進するための事業を示した計画をいう。

(基本構想の策定等)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、基本構想を策定しなければならない。

2 市長は、基本構想を策定しようとするときは、あらかじめ、第6条に規定する東大阪市総合計画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 市長は、経済社会情勢の変化等に伴い必要が生じたときは、基本構想を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第4条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定しなければならない。

(総合計画との整合性の確保)

第5条 特定の行政分野における具体的な施策を示す計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性の確保を図らなければならない。

(総合計画審議会)

第6条 本市に、市長の附属機関として、東大阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、基本構想の策定又は変更に当たって、必要な事項を審議する。

3 審議会は、前項のほか、総合計画に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部東大阪市総合計画審議会の項を削る。